

## 顕彰に関する規程

### (総則)

第1条 本規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、本会という）に対し、顕著な功績のあった者および物故者に対し、その栄誉をたたえることを目的とする。

### (世話人)

第2条 この規程の運営に関しては、本会の運営委員会がこれにあたる。

### (基準)

第3条 次に掲げる推薦基準により運営委員会で承認があった場合には感謝状並びに記念品を贈呈し、顕彰することができる。

- 1, 本会活動に対し顕著な功績があった者
- 2, 診療放射線技師の社会的地位を高め、又は身分処遇の向上に対し顕著な功績があった者
- 3, 本会役員として通算して10年以上勤め、かつ顕著な功績があった者

### (称号)

第4条 顕彰者は、栄誉会員としてその功績をたたえる。

### (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

平成26年5月10日制定 4月1日施行